

川崎市教育委員会訓令第5号

事務局各課

各教育機関

川崎市学校情報セキュリティ基本方針に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市教育委員会

教育長 落合 隆

川崎市学校情報セキュリティ基本方針に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市学校情報セキュリティ基本方針に関する規程（平成24年川崎市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「訓令は」の次に「、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6第1項の規定に基づき」を加える。

第4条第2項中「情報統括監理者」を「学校情報統括監理者（学校CISO）」に改め、同条第3項中「情報統括監理者」を「学校情報統括監理者（学校CISO）」に、「情報監理者」を「学校情報監理者」に改め、同条第4項中「情報管理責任者」を「学校情報セキュリティ管理者」に改め、同条第5項中「情報システム管理者」を「学校情報システム管理者」に改める。

第5条中「情報統括監理者」を「学校情報統括監理者（学校CISO）」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「情報管理責任者」を「学校情報セキュリティ管理者」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「情報システム管理者」を「学校情報システム管理者」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。